

若年受刑者に対する処遇原則の明確化，
若年受刑者を対象とする処遇内容の
充実，少年院受刑の対象範囲及び若年
受刑者に対する処遇調査の充実
（検討課題等）

若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実（検討課題等）

第1 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実

考えられる施策の概要

若年受刑者の改善更生のため，刑事施設において，次のように少年院の知見・施設を活用して，若年受刑者の特性に応じた処遇の充実を図る。

- ① 少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。
- ② 特に手厚い処遇が必要な者について，少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し，社会生活に必要な生活習慣，生活技術，対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う。

第2 若年受刑者に対する処遇調査の充実

考えられる施策・制度の概要

- 1 個人の特性に応じた適切な処遇を選択するため，若年受刑者に対する処遇調査の充実を図る。
- 2 若年受刑者に対する処遇調査において少年鑑別所の鑑別機能を活用するため，鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を引き上げる。

【検討課題】

1 処遇調査の充実

- 処遇調査の充実を図るための具体的内容
 - ・ 刑執行開始時に行う精密な処遇調査の対象者を拡大する。
 - ・ 精密な処遇調査の実施要領を見直すなど，調査内容を充実させる。
- 法整備の要否

2 少年鑑別所の鑑別機能の活用

- 鑑別の対象とする受刑者の年齢の上限
 - ・ 現行の少年院における収容継続が可能な年齢（23歳・26歳）や刑事施設における「Y指標」指定の年齢（26歳）を参考とすべきか。

第3 若年受刑者に対する処遇原則の明確化等

考えられる制度の概要

- 1 若年受刑者に対する処遇原則に関する明文規定を設ける。
- 2 受刑者に対する社会復帰支援を刑事施設の長の責務として行う旨の明文規定を設ける。

【検討課題】

- 若年受刑者に対する処遇原則の内容
 - ・ 若年受刑者は可塑性に富む場合があり，適切な処遇を行うことにより高い処遇効果を期待できること。
 - ・ 若年受刑者の処遇においては，その者の問題性を的確に把握することが必要であること。
 - ・ 若年受刑者の処遇は，その者の年齢，性格，心身の状況，家庭環境等の個別の事情を踏まえた手法及び内容とすること。
- 社会復帰支援の規定の内容
 - ・ 刑事施設の長は，受刑者の円滑な社会復帰を図るため，出所後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては，その意向を尊重しつつ，社会復帰支援を行うこと。